

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 都市自治体が改正障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

今後の制度見直しに当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、自治体と十分協議し、準備期間の確保、具体的で速やかな情報提供と周知、電算システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

特に、障害者の就労の場が安定的に提供されるよう、就労継続支援A型事業所の運営の継続性の確保等、積極的かつ強力な推進策を講じること。

- (3) 障害者の就業・就労支援について、地域生活支援促進事業に位置付け、必要な財政措置を講じること。

また、就労移行支援サービスを効果的に提供するため、就労支援員の人材育成の仕組みを構築するとともに、就労移行支援の標準利用期間の見直しを図ること。

- (4) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、障害の多様な特性に応じた適切な支援を行うため、相談支援専門員等の福祉人材の確保に向けた取組の強化、人員基準の緩和及び報酬体系の見直し等を図るとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス等利用計画案の有無を支給決定要件から除外すること。

なお、特定相談支援事業者について、専門的な知見の蓄積と人材の確保を図り、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

- (5) 障害福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価

の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

なお、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

(6) 自立支援医療については、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(7) 人工内耳について、補装具として位置付ける等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、軽度・中等度難聴者の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応するよう見直すこと。

(8) 社会福祉施設等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

(9) グループホームの整備について、豪雪地域の実情に応じた高床式構造住宅の転用が行えるよう、建築基準法における耐火建築物の適用基準を緩和すること。

また、既存住宅のグループホームへの転用について、同法における用途基準を明確にすること。

(10) 成年後見制度利用支援事業について、十分な財政措置を講じること。

2. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度については、利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

また、重度心身障害者(児)に対する福祉タクシー料金の一部公費負担について、財政措置を講じること。

3. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

4. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。

さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。

5. 聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査に係る費用負担について、適切な財政措置を講じること。
6. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。
また、重度障害者等の通勤に係る助成制度について、障害者個人にも対応可能な制度とすること。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。
10. 精神障害者相談員制度を法定化すること。
11. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、都市自治体が単独で確保し続けることは財政負担が過重であること等を勘案し、広域での整備を可能とするなど、適切な措置を講じること。
12. 障害福祉サービス事業者等の不正防止のため、有効かつ適正に機能する制度を構築すること。
13. 被災した社会福祉施設等の復旧について、十分な財政措置を講じること。
また、早期の復旧を図る観点から、設備等についても社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象とすること。
14. 強度行動障害を伴う障害者に対する支援体制の構築を図るとともに、所要の財政措置を講じること。
15. 医療的ケア児について、明確で統一的な定義を示し、認定制度を確立すること。

16. 老齡者の障害者控除の認定方法について、全国統一された具体的な方針を示すこと。